

兵庫県公報

令和6年3月22日 金曜日 第500号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 液化石油ガス販売事業者の認定（消防保安課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 土地改良区の解散認可（同）	3
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の指定（住宅政策課）	4
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（中播磨県民センター）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	11
○ 同 上（同）	12
教育委員会告示	
○ 兵庫県指定重要有形文化財の指定	12
○ 兵庫県指定重要有形文化財の追加指定	12
○ 無形民俗文化財の登録	13
○ 兵庫県指定史跡名勝天然記念物の指定の解除	13
○ 指定技能教育施設の連携科目等の指定	14
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示	14

告 示

兵庫県告示第219号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定

により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和6年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 氏名又は名称、住所及び法人にあつては、その代表者の氏名

株式会社ヨシカワ

多可郡多可町加美区熊野部244番地の1

吉川 和宏

- 2 認定年月日及び認定番号

令和6年3月12日

第60号



兵庫県告示第220号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があつた。

令和6年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

別所土地改良区

退任役員

役員区分

氏名

住所

理事

生田 忠美

三木市別所町花尻1丁目43番地

同

近藤 剛

同 市別所町高木781番地

同

横田 政美

同 市別所町東這田141番地

同

小舟 俊雄

同 市別所町西這田1丁目257番地

同

階戸 重治

同 市別所町西這田159番地

同

生田 泰則

同 市別所町花尻488番地

同

宮脇 英光

同 市別所町石野792番地

同

田中 康博

同 市別所町下石野28番地

同

二杉 和良

同 市別所町正法寺193番地の1

同

三宅 恒博

同 市別所町和田403番地の2

監事

藤木 博文

同 市別所町高木881番地

同

白藤 幾志

同 市別所町花尻288番地

同

平石 俊次

同 市別所町正法寺206番地の1

就任役員

役員区分

氏名

住所

理事

田中 康博

三木市別所町下石野28番地

同

大橋 克巳

同 市別所町高木779番地の1

同

横田 卓規

同 市別所町東這田109番地

同

田中 邦夫

同 市別所町西這田1丁目63番地

同

村岡 いと美

同 市別所町西這田567番地の39

同

生田 達雄

同 市別所町花尻255番地

同

河原 博和

同 市別所町石野529番地

同

上田 陽子

同 市別所町下石野158番地

同

亀田 博文

同 市別所町正法寺238番地

同

三宅 恒博

同 市別所町和田403番地の2

監事

森本 芳明

同 市別所町東這田526番地

同

宮脇 護

同 市別所町石野825番地

同

藤原 茂芳

同 市別所町和田330番地



兵庫県告示第221号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和6年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
小宅統合土地改良区	令和5年7月19日



兵庫県告示第222号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。
 令和6年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
四郷土地改良区	令和5年10月30日



兵庫県告示第223号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。
 令和6年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

四郷土地改良区

氏名	住所
前川光至	姫路市四郷町見野754番地
小笠原峯和	同 市四郷町見野249番地5
梶原立博	同 市四郷町見野722番地
瀬賀昭光	同 市四郷町見野769番地
西田啓一	同 市四郷町明田188番地1
村山豪彦	同 市四郷町明田712番地
北角雅規	同 市四郷町明田57番地1
福永勝昭	同 市四郷町明田694番地1



兵庫県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年3月22日から供用を開始する。

その関係図面は、令和6年3月22日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 2 号	明石市宮の上38番3から 同 市和坂字高町208番3まで	旧	10.0から 24.0まで	558.0	
		新	26.0から 33.0まで	558.0	



兵庫県告示第225号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和6年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
一般社団法人紡	神戸市中央区再度筋町 23-6-207	神戸市中央区再度筋町 23-6-207	令和6年3月6日
株式会社ハピネス	神戸市垂水区西舞子2-1-46 日成ビル3F	神戸市垂水区西舞子2-1-46 日成ビル3F	令和6年3月12日



兵庫県告示第226号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年3月22日

兵庫県中播磨県民センター長 法田尚己

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市田寺東二丁目925番1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
田寺農区 力丸 保	姫路市田寺7丁目7-17

- 3 指定する理由
姫路市田寺東地域内水尾川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第227号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年3月22日

兵庫県中播磨県民センター長 法田尚己

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市西今宿7丁目214番1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
西今宿農区 橋本 和太	姫路市西今宿3丁目17-17

3 指定する理由

姫路市西今宿地域内大井川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第228号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年3月22日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市別所町北宿字西町530番1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
北宿農区 田中 信也	姫路市別所町北宿569

3 指定する理由

姫路市別所町地域内天川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第229号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年3月22日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市別所町北宿字西ノ元13番1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
北宿農区 田中 信也	姫路市別所町北宿569

3 指定する理由

姫路市別所町地域内天川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第230号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年3月22日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市別所町北宿字西ノ奥118番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
北宿農区 田中 信也	姫路市別所町北宿569

3 指定する理由

姫路市別所町地域内天川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第231号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年3月22日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市香寺町溝口字浅部谷224番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
溝口農区 木ノ本 吉幸	姫路市香寺町溝口823番地

3 指定する理由

姫路市香寺町地域内恒屋川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第232号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年3月22日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市香寺町溝口字栃羽山24番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
溝口農区 木ノ本 吉幸	姫路市香寺町溝口823番地

3 指定する理由

姫路市香寺町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第233号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年3月22日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市香寺町溝口字栃羽山28番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
溝口農区 木ノ本 吉幸	姫路市香寺町溝口823番地

3 指定する理由

姫路市香寺町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第234号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年3月22日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市香寺町溝口字須茂谷70番1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
溝口農区 木ノ本 吉幸	姫路市香寺町溝口823番地

3 指定する理由

姫路市香寺町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第235号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年3月22日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

揖保郡太子町原字福井大池538番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
天満西農区 前田 哲	姫路市大津区恵美酒町一丁目80番地1

3 指定する理由

姫路市大津区地域内西汐入川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第236号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年3月22日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市香寺町恒屋字奥柏原1862番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
北恒屋自治会 橋本 義一	姫路市香寺町溝口1990番地

3 指定する理由

姫路市香寺町地域内恒屋川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第237号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年3月22日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市香寺町恒屋字黒谷1925番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
北恒屋自治会 橋本 義一	姫路市香寺町溝口1990番地

3 指定する理由

姫路市香寺町地域内恒屋川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第238号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年3月22日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市香寺町垣屋字前谷1159番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
北恒屋自治会 橋本 義一	姫路市香寺町溝口1990番地

3 指定する理由

姫路市香寺町地域内恒屋川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第239号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年3月22日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市香寺町恒屋字前谷1160番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
北恒屋自治会 橋本 義一	姫路市香寺町溝口1990番地

3 指定する理由

姫路市香寺町地域内恒屋川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第240号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年3月22日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市香寺町恒屋字前谷1196番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
北恒屋自治会 橋本 義一	姫路市香寺町溝口1990番地

3 指定する理由

姫路市香寺町地域内恒屋川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第241号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年3月22日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市香寺町恒屋字前谷1169番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
北恒屋自治会 橋本 義一	姫路市香寺町溝口1990番地

3 指定する理由

姫路市香寺町地域内恒屋川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第242号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年3月22日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市香寺町恒屋字大谷2211番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
北恒屋自治会 橋本 義一	姫路市香寺町溝口1990番地

3 指定する理由

姫路市香寺町地域内恒屋川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第243号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年3月22日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市香寺町恒屋字奥荒木665番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
北恒屋自治会 橋本 義一	姫路市香寺町溝口1990番地

3 指定する理由

姫路市香寺町地域内恒屋川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第244号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年3月22日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市香寺町中村字鎌谷600番1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
香寺町中村自治会 大西 好清	姫路市香寺町中村207番地

3 指定する理由

姫路市香寺町地域内恒屋川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第245号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年3月22日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市林田町上伊勢字湯屋谷口1129番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
上伊勢農区 山下 善文	姫路市林田町上伊勢912番地

3 指定する理由

姫路市林田町地域内大津茂川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第246号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年3月22日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市林田町大堤字北中筋151番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
大堤自治会 矢内 尚登	姫路市林田町大堤74番地2

3 指定する理由

姫路市林田町地域内大津茂川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第247号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年3月22日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市飾東町山崎字九郎太夫山1628番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
山崎農区 菅野 豊	姫路市飾東町山崎444番地

3 指定する理由

姫路市飾東町地域内天川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年3月22日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市荒井町小松原四丁目1016番、1017番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

明石市大久保町大窪497番地1

関西住宅販売株式会社 代表取締役 横野 修三

3 許可年月日及び許可番号

令和5年9月1日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-25号（5高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年3月22日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町上野添三丁目1418番2、1418番4、1419番、1433番1の一部、1433番3、1436番1の一部、1454番、1455番、1456番1、1418番2地先水路、1418番2地先河川

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市平岡町新在家117番地

SHOWA GROUP株式会社 代表取締役 湖中正泰

3 許可年月日及び許可番号

令和6年1月26日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-14-2号（4播磨）

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第2号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第4条第1項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財として次のものを指定する。

令和6年3月22日

兵庫県教育委員会

教育長 藤原 俊平

種別	文化財の名称	数量	所在地	所有者 (管理者)
重要有形文化財	建造物 舟城神社本殿 附 棟札2枚 寛延二年の記のあるもの 明治十一年の記のあるもの	1棟	丹波市春日町長王1-1	宗教法人舟城神社
	考古資料 王塚古墳出土品	145点	小野市西本町477	小野市



兵庫県教育委員会告示第3号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第4条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる兵庫県指定重要有形文化財に同表中欄に掲げる有形文化財を追加して指定するとともに、その名称等を改めて同表右欄に掲げるとおりする。

令和6年3月22日

兵庫県教育委員会

教育長 藤原俊平

彫刻の部

左 欄			中 欄		右 欄			
名 称	数量	関係告示	名 称	数量	名 称	数量	所在地	所有者
木造薬師如来像及脇侍像 (越知薬師堂安置)	2 躯	令和5年3月17日 兵庫県教育委員会告示第3号	越知薬師堂諸尊像 ┌ 木造不動明王立像 1 └ 木造毘沙門天立像 1	2 躯	越知薬師堂諸尊像 ┌ 木造薬師如来坐像 1 ├ 木造菩薩立像 1 ├ 木造不動明王立像 1 └ 木造毘沙門天立像 1	4 躯	神崎郡 神河町 越知 885— 1	宗教法人宝寿寺(上越知最寄)



兵庫県教育委員会告示第4号

兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号)第30条の2第1項の規定により、令和6年3月7日付けで次のものを文化財登録原簿に登録した。

令和6年3月22日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

種 別	文化財の名称	所在地	保存関係者 (保持者・保持団体)
登録無形民俗 文化財	さいれん坊主	たつの市	中垣内自治会



兵庫県教育委員会告示第5号

兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号)第32条第1項の規定により、次の兵庫県指定史跡名勝天然記念物の指定を解除する。

令和6年3月22日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

種別	文化財の名称	数量	所在地	所有者 (管理者)
史跡名勝天然記念物	天然記念物 上立杭の大アベマキ	1本	丹波篠山市今田町上立杭字釜ノ坪502	国 (上立杭区)



兵庫県教育委員会告示第6号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設の連携科目等を次のとおり指定した。

令和6年3月22日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

- 指定技能教育施設の名称等
学校法人大前学園 専修学校 西宮甲英高等学院（西宮市津門綾羽町2-3）
- 指定した連携科目等

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
商品開発と流通	商品開発と流通
観光ビジネス	観光ビジネス
ビジネス法規	ビジネス法規

教育委員会公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年3月22日

契約担当者
兵庫県立人と自然の博物館長 中瀬 勲

- 落札に係る役務の名称及び数量
兵庫県立人と自然の博物館フロアスタッフ業務委託
- 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県立人と自然の博物館 三田市弥生が丘6丁目
- 落札者を決定した日
令和6年3月8日
- 落札者の名称及び住所
テルウェル西日本株式会社関西支店兵庫営業支店 神戸市中央区浪花町64 三宮電ビル4F
- 落札金額
85,536,000円
- 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和6年1月26日